

個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について

1 個人情報保護制度改正に伴う条例改正等

個人情報保護制度の改正に伴う条例改正等については、審議会による令和4年5月30日付けの答申を踏まえ、対応を進めてきた。

各条例の改廃等については、次のとおりの対応を予定している。

① 個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）の制定

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）により、条例で定めることとされている事項等について規定する。

② 神奈川県個人情報保護条例の廃止

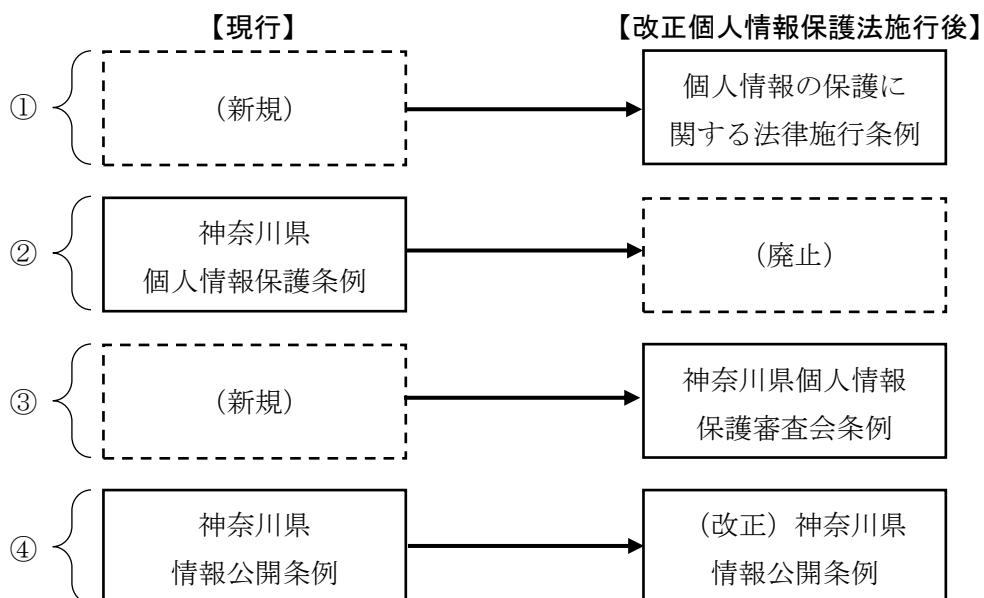
現行の条例を廃止する。

③ 神奈川県個人情報保護審査会条例の制定

行政不服審査法の規定に基づき、組織及び運営に関する事項等を定める。

④ 神奈川県情報公開条例の改正

個人情報保護制度と整合を図るため改正する。



2 個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）の規定の方向性について

主に次の項目について、それぞれ記載の答申内容に基づき、条例への規定の調整を行っている。

(1) 開示決定等の期限（答申 P9 項番 2 (2) エ、P23 項番 3 (1) ウ）

改正個人情報保護法の下では、県における原則期間については 15 日以内を維持する一方、延長期間については 30 日以内へ見直す。

（法は原則 30 日・延長 30 日、現行条例では原則 15 日・延長 45 日）

(2) 保有個人情報の開示請求に係る手数料（答申 P5 項番 2 (1) ア、P24 項番 3 (1) オ）

改正個人情報保護法の下においても、引続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とする。

(3) 開示請求前置主義を採用しない規定について（答申 P9 項番 2 (2) オ）

改正個人情報保護法の下においても、引き続き、開示請求前置主義を採用しない。

(4) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（答申 P5 項番 2 (1) イ）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料を定める。

(5) 審議会への諮問（答申 P10 項番 2 (2) カ）

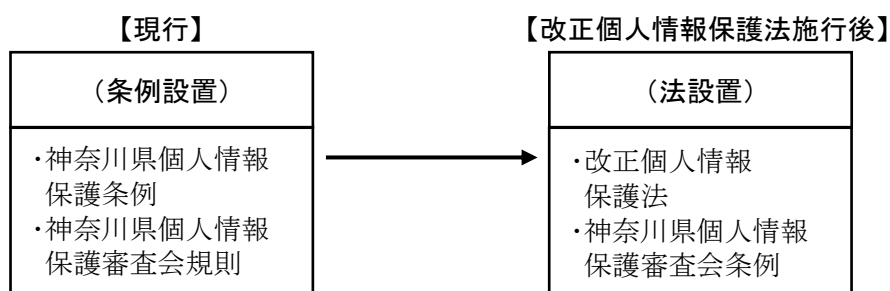
専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で規定をする。

(6) 施行の状況の公表（答申 P21 項番 2 (3) キ）

改正個人情報保護法施行後においても、引き続き県独自で制度の運用状況等を一般に公表していく旨定める。

3 神奈川県個人情報保護審査会条例（仮称）の規定の方向性について

改正個人情報保護法では、地方公共団体に対して保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為に係る審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の規定により設置される附属機関とされ、その組織及び運営に関する事項は条例により定めることとされたことから、それらの事項等について、行政不服審査法の規定と現行の個人情報保護条例及び神奈川県個人情報保護審査会規則の規定との整合性や、必要性を踏まえ、条例に規定を設けることが適当と答申されたことから、それらの規定の調整を行っている。（答申 P21 項番 2 (3) カ、P25 項番 3 (1) カ）



4 神奈川県情報公開条例の改正の方向性について

主に次の項目について、それぞれ記載の答申内容に基づき、条例への規定の調整を行っている。

(1) 行政文書の定義（答申 P22 項番 3 (1)ア）

改正個人情報保護法に合わせ、会議録データ等を行政文書から除外しないこととする。

(2) 行政機関等匿名加工情報に係る非公開規定及び裁量的公開（答申 P23 項番 3 (1)イ）

行政機関等匿名加工情報制度により加工された情報を、情報公開条例における非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象からも除外する。

(3) 行政文書の公開の実施申出に係る手続規定（答申 P24 項番 3 (1)エ）

改正個人情報保護法に合わせ、保有個人情報の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等を、一定期間内に申し出なければならない旨規定する。

(4) 情報公開審査会の調査権限等（答申 P21 項番 2 (3)カ、P25 項番 3 (1)カ）

個人情報保護審査会との整合性を確保するため、情報公開審査会の調査権限を行政不服審査法上の調査権限と同等のものとする等、各規定を見直す。

(5) 審査請求を棄却する場合等における手続（答申 P25 項番 3 (1)キ）

改正個人情報保護法に合わせ、審査請求に係る開示決定等を変更し当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決をする場合の規定を見直す。

5 今後の予定

令和 4 年 11 月 第 3 回県議会定例会に、個人情報の保護に関する法律施行条例
(仮称) 制定案及び関連条例改正案を提案

令和 5 年 4 月 1 日 上記条例の施行